名桜大学総合研究, (28):127-132 (2019)

調査・実践報告

運動部活動における指導者の体罰に関する研究 --エーリッヒ・フロムの権威論を手掛かりとして--

大峰 光博*

Research on corporal punishment by instructors of extracurricular sports clubs

—With reference to Erich Fromm's authority theory—

Mitsuharu OMINE*

要旨

本研究では、指導者の支配欲という観点に着目して、指導者がなぜ、体罰をふるうのかを考察した。 エーリッヒ・フロムの権威論を参考とし、特に、サディズムに関するフロムの所論を援用した。フロムはサディズム的傾向として、他人を絶対的に支配して搾取し、自己に依存させて道具とする点をあげていた。本研究では、運動部活動の指導者を取り巻く苛酷な勤務環境が、指導者によるサディズム的傾向の合理化を促進する点が示された。

サディズム的傾向は、孤立した個人が独り立ちできない無能力と、孤独を克服するために共棲的関係を求める要求とから生じるとフロムは指摘していた。サディズム的傾向を持つ指導者は、強者であることの意識を持つために生徒の自由と独立を阻止し、支配しようとする。体罰は生徒を支配するための有効な手段となる。運動部活動における指導者のサディズム的傾向は、独り立ちできない無能力と、孤独を克服するために生徒と共棲的関係を求める要求から生じている点が示唆された。さらには、「権威主義的性格」を持つ部員から軽蔑・憎悪の対象となることを避けるために、体罰をふるうことによって指導者が権威を強化しようとする点が示された。

キーワード: サディズム, 支配欲, 自己愛, 孤独, 逃避

Abstract

This study examines why instructors use corporal punishment, and it focuses on an instructor's desire to dominate. It references Erich Fromm's Authority Theory and invokes Fromm's opinion on sadism, in particular. As an example of sadistic tendency, Fromm mentions the idea of absolute control over another person to exploit them, create dependency, and use them as a tool. The results of the present study suggest that a harsh work environment involving the instructor of an extracurricular sports club promote the rationalization of sadistic tendencies by the instructor.

Fromm points out that sadistic tendency arise from the incapacity to function as an isolated individual and the need to form a symbiotic relationship to overcome isolation. Instructors that exhibit sadistic tendencies inhibit the freedom and independence of their students and attempt to dominate them in order to feel strong. Corporal punishment is an effective means of dominating students. The sadistic tendencies of an instructor in an extracurricular sports club are suggested to arise from the need to form a symbiotic relationship with students in order to overcome

^{*} 名桜大学人間健康学部スポーツ健康学科 〒905-8585 沖縄県名護市為又1220-1 Department of Sports and Health Sciences, Faculty of Human Health Sciences, Meio University, 1220-1, Biimata, Nago, Okinawa 905-8585, Japan

isolation and the incapacity to function on one's own. In addition, this study also showed that an instructor uses corporal punishment to strengthen his authority to avoid becoming the target of contempt/animosity from members of the club with an "authoritarian character."

Keywords: Sadism, desire to dominate, self-love, isolation, escape

1. 緒言

2012 (平成24) 年12月, 大阪市立桜宮高等学校のバスケットボール部主将が体罰¹⁾により命を絶った。その後,スポーツにおける暴力は社会問題となり,行政や各スポーツ団体の取り組みは強化された。しかしながら,依然として,体罰の事例は後を絶たない。文部科学省の調査²⁾では,平成28年度の体罰発生数は838件であった(文部科学省,online)。また,体罰を受けた児童生徒数は1,401人であった。中でも,高等学校で体罰を受けた生徒が507人と最も多く,次いで中学校の467人であった。

高等学校と中学校において、最も体罰が多く発生している場面は、部活動である。高等学校の体罰発生数は312件であったが、部活動においては108件(34.6%)であり、授業中や休み時間と比較しても最も多い。また、中学校の体罰発生数は299件であったが、部活動においては90件(30.1%)であり、中学校と同様に、授業中や休み時間と比較しても最も多い。

部活動の中でも、特に、運動部活動において体罰が多く発生している可能性がある。なぜなら、高等学校で最も多く体罰が発生している場所は運動場・体育館であり、全体の30.4%である95件が報告されているためである。中学校においては、全体の29.1%である87件が運動場・体育館であると報告されている。高等学校と中学校においては、運動部活動において体罰が多く生じていると結論づけられる。

学校教育法11条においては「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」(電子政府の総合窓口イーガブ、online)と規定されている。体罰を行った教師は、刑事上、民事上、さらには、行政上の罰則を負うことがある(長岡、2011、pp.37-38)。刑事上の罰則としては、体罰の態様によって、刑法208条の暴行罪や刑法204条の傷害罪が成立する。暴行罪であれば、2年以下の懲役、もしくは、30万円以下の罰金または拘留に処せられる。暴行罪や傷害罪は非親告罪であるため、生徒や両親が告訴しなくても、処罰される可能性がある30。また、民事上の罰則としては、民法709条の不法行為責任に基づき、被害者に対して損害賠償義務を

負うことが原則であるが、国公立学校の教員の場合においては、個人は被害者に対して賠償義務を負わない。一方で、当該教師は、国等が被害者に支払った賠償金に対して、国等から支払いを要求される場合がある⁴⁾。教員が国公立学校の教員である場合には、上述したような、公務員法上の懲戒処分などの罰則を負うことがある。私立学校の教員である場合は、就業規則による所定の処分を受けることがある。

以上のような罰則を受ける可能性があるにもかかわら ず、指導者は運動部活動においてなぜ、体罰をふるうの かが論点となる。近年の体罰研究の動向について考察し た近藤 (2017) も、体罰研究の今後の課題として、体罰 を行う人の心理メカニズムの検討をあげている。望月 (2013)は、暴力行為を行ったスポーツ指導者を4パター ンに類型化している。1つ目は「確信犯型」であり、暴 力行為をふるうことを誤りだとは思わず、有益で必要だ と信じている指導者である。2つ目は「指導方法がわか らず型」であり、暴力行為が禁止されていることは理解 しているが、暴力行為に頼る以外の指導方法を知らない 指導者である。3つ目は「感情爆発型」であり、暴力行 為が禁止されていることは理解しているが,感情のコン トロールを失って暴力をふるう指導者である。 4つ目は 「暴力行為好き型」であり、ストレス解消のため暴力を 振るい、暴力行為を楽しむ指導者である。

松田 (2015) は、指導者がなぜ、体罰を繰り返すのかについて、フロイトの「ほれこみ」の概念から論じている。指導者は自身の自我理想である「良い指導者」であろうとし、そのために選手達から「ほれこまれる」必要がある。指導の行き詰まりや成績不振は自我理想への批判であり、その際に、指導者は体罰をふるい、選手らの自我を痛めつけることによって、選手達からの「ほれこみ」を維持しようとするという。

しかしながら、暴力は単一の心理学的要因から生じているのではなく、いくつもの要因から生じ、さまざまな原理によって働いている(ピンカー,2015,p.240)。運動部活動における体罰事例も、いくつもの要因から生じていると言える。本研究では、運動部活動における体罰事例においてこれまで考察されてこなかった、指導者の支配欲という点に着目して、指導者がなぜ、体罰をふるうのかを論じていく。

2. 指導者の支配欲という視座

今津(2014)は、アリス・ミラーを参考にして、大人が子供に体罰を加えるのは、子供の支配という、大人の素朴な欲望に行きつく点を指摘する(今津,2014,p.139)。大人自身は支配や欲望という意識はなく、子供のためと信じ込んでいる点にからくりがあるという。愛情を注ぐ本当の対象は子供ではなく大人自身であり、自己愛から支配欲が生まれていると指摘する(今津,2014,p.142)。今津は次のように述べている。

大人の体罰も自己愛が歪んだ成人期の「人間の本性」が思いがけず発言する行為である。その奥深い人間の本性に冷静に目を向けて、その成り立ちを解き明かすことなしに、問題を把握することはできないだろう。問題を適切に把握せずに、ただ表面的に「体罰(いじめ)をなくす」などと、ことばだけのスローガンを叫んでも、完全な問題解決を遂げることは難しい。私たちが「人間の本性」をどれだけ見つけられるかが問われている(今津, 2014, p.144)

運動部活動におけるすべての体罰の事例を, 指導者に よる支配欲に起因すると述べることは出来ないが、多く の事例において影響している可能性はある。望月(2013) が示した、暴力行為を行うスポーツ指導者の4パターン においても、指導者の支配や支配欲が関係しているケー スが想定される。「確信犯型」においては、今津が指摘 するように、自身は支配や欲望という意識がなく、子供 のためと信じていることで暴力行為を有益で必要だと確 信しているケースが考えられる。「指導方法がわからず 型」においては、指導する方法がわからないことから、 生徒をコントルールし、さらには、支配することが困難 になり、暴力をふるうケースが考えられる。「感情爆発型」 においては、支配欲が満たされないことに対する不満か ら、感情のコントロールを失って、暴力をふるうケース が想定される。「暴力行為好き型」においては、暴力を ふるって生徒を支配することを楽しむケースが想定され る。また、松田(2015)が指摘した、選手達からの「ほ れこみ」を維持しようとするために体罰をふるうという 指導者についても、指導者の支配欲が影響している可能 性がある。選手達からの「ほれこみ」を維持し、自我理 想である「良い指導者」を求めることは、支配欲が影響 しているケースも想定される。以上の諸点から、支配欲 という人間の本性への着目は、なぜ、指導者が体罰をふ るうのかを考察する上で、有効な視座になると考えられ る。

大峰 (2016) は、運動部活動における指導者の体罰を生徒が受容・肯定するメカニズムを検討するために、人

間の本性に関するエーリッヒ・フロムによる理論を用いている。運動部活動における生徒が、孤独や不安を解消するために、権威者である指導者に服従し、体罰に対して肯定的な考えを抱いていく過程が示唆されている。フロムの権威論は被体罰者だけでなく、体罰を行う指導者に対しても新たな視座を与える可能性を大峰は指摘している。孤独から逃避するために体罰を受容・肯定するのと同様に、生徒達を支配することで不安や孤独からの逃避を目指す指導者の存在が仮説として示されている。本研究では、フロムの権威論から、運動部活動においてなぜ、指導者が体罰をふるうのかを明らかにすることを目的とする。

3. 体罰をふるう指導者へのフロム理論の援用

体罰という現象が成立する際には、必然として、体罰をふるう者とふるわれる者が存在する。両者は、権力を持ち得る者と持ち得ない者とも言いうる。フロムの権威論では、権力を持ち得る者と持ち得ない者との関係性に着目し、前者をサディズム的人間(sadistic person)、後者をマゾヒズム的人間(masochistic person)として、互いの結びつきが論じられる。本研究の目的を達成するためには、サディズム的人間について、精査する必要があろう。以下では、サディズムに関して論じられたフロムの代表的著作である『自由からの逃走』、さらには、その続編である『人間における自由』を精査し、運動部活動においてなぜ、指導者が体罰をふるうのかを検討していく。

フロムはサディズム的傾向(sadistic tendencies)には、他人を絶対的に支配して搾取し、自己に依存させて道具とする点をあげている(フロム, 2013, p.162)。さらには、他人を苦しめ、苦しむのをみようとする願望をあげている。フロムは次のように述べている。

サディズム的傾向は、あきらかな理由から、社会的にはずっと害のないマゾヒズム的傾向よりも、いっそう無意識的であり、いっそう合理化されることが多い。しばしばそれは、他人にたいする態度の善意、過度の配慮の結果であるとして、おおいかくされる。もっとも多くみられる合理化はつぎの通りである。「私がお前を支配するのは、お前にとってなにが最善であるか、私が知っているからだ。お前の利益のために、お前は私にしたがうべきだ」。あるいは「私はこのようなすばらしい独自の人間であるから、私は他人が私に依存することを期待するだけの権利をもっているはずだ」。搾取的な傾向をかくすためには、もう一つの合理化の仕方がある。「私はお前にたくさんのことをしてやった。今度は私は

お前からほしいものをとってもよいはずだ」(フロム, 2013, pp.162-163)

サディズム的傾向が無意識であり、他人に対する態度の善意や配慮の結果であるという指摘は、上述した、大人自身が支配や欲望という意識なく、子供のためと信じ込んで体罰をふるうという今津の指摘と類似している。また、運動部活動においては、サディズム的傾向を持つ指導者が「お前にたくさんのことをしてやった。今度は私はお前からほしいものをとってもよいはずだ」という合理化を促進する以下の環境がある。

運動部活動の指導者は、苛酷な勤務状況に身を置いて いるケースが少なくない。2006 (平成18) 年に実施され た「教員勤務実態調査(小・中学校)」では、部活動顧 問の時間外勤務の状況について報告されている(ベネッ セ教育総合研究所, online 1)。中学校の文化部顧問教 師の場合、平日で2時間21分、休日で2時間39分である 一方で、運動部顧問教師は平日で2時間43分、休日で3 時間42分であった⁵⁾。顧問を持っていない教師の時間外 勤務は平日で2時間7分、休日で1時間56分であった。 同様に,2006 (平成18) 年に実施された「教員勤務実態 調査(高等学校)」においても、部活動顧問の時間外勤 務の状況について報告されている(ベネッセ教育総合研 究所, online 2)。中学校の文化部顧問教師の場合, 平 日で1時間57分、休日で2時間09分である一方で、運動 部顧問教師は平日で2時間08分,休日で2時間37分で あった⁶⁾。顧問を持っていない教師の時間外勤務は平日 で1時間56分、休日で2時間09分であった。

中澤は以上の調査結果から、運動部顧問教師の1ヶ月あたりの時間外勤務について算出し、中学校の運動部顧問教師で68時間教師で89時間56分、高等学校の運動部顧問教師で68時間9分になることを示している(中澤,2017,p.175)。厚生労働省の示す過労死ラインである、残業80時間を中学校の運動部顧問教師が超えている点を指摘している。一方で、金銭的報酬が少ない点も指摘されている(中澤,2017,pp.176-178)。2016(平成28)年においても「教員勤務実態調査」が実施され、2006(平成18)年に実施された結果よりも、教師が部活動・クラブ活動に関わる時間が増加していることが報告されている(文部科学省,2017)。

以上のような環境において運動部活動の顧問を継続することは、フロムが指摘したように、「私はお前にたくさんのことをしてやった。今度は私はお前からほしいものをとってもよいはずだ」という考えを醸成する可能性がある。

フロムは、サディズム的人間が支配する人間を強く必要としている点も指摘している(フロム, 2013, p.163)。なぜなら、強者であることの意識は、だれかを支配して

いるという事実に根ざしているためであるという。フロムは次のように述べている。

サディズム的人間は、かれが支配していると感じている人間だけをきわめてはっきりと「愛し」ている。妻でも、子でも、助手でも、給仕でも、道行く乞食でも、かれの支配の対象にたいして、かれは愛の感情を、いや感謝の感情さえもっている。かれらの生活を支配するのは、かれらを愛しているからだと、かれは考えているかもわからない。事実はかれはかれらを支配しているから愛しているのだ。かれは物質的なもので、賞賛で、愛を保証することで、ウィットや光彩ある才気で、関心を示すことによって、他人を買収している。かれはあらゆるものをあたえるかもしれない一ただ一つのことをのぞいて、すなわち自由独立の権利をのぞいて(フロム、2013、pp.164-165)

フロムが指摘するサディズム的人間と同様に、運動部 活動において体罰をふるう指導者も支配することによっ て生徒を愛しているケースがある。全国大学体育連合に よるアンケート調査では、体罰をふるわれた経験を持つ 学生が体罰を行う指導者に対して, 肯定的な態度を持つ ケースが示されている(全国大学体育連合, 2014)⁷⁾。質 問の中には、「体罰を受けたその後どうなったか」とい う項目があり、複数回答であったが、「指導者の気持ち がわかった」と回答した割合が19.8%であり、肯定的な 意見が一定数存在した。「指導者の気持ちがわかった」 という回答からは、指導者が愛ゆえに自分達に体罰をふ るっていると学生は捉えていると言える。村本・松尾 (2016) によるアンケート結果においても同様の結果が 示されている⁸⁾。体罰をふるわれた経験を持つ学生の半 数以上が、部活動における指導者の体罰を愛のムチと捉 え、体罰が自分のためになったと評価したという。少な くない生徒が、体罰をふるう指導者に対して愛を感じて

上述のように、サディズム的人間はだれかを支配することによって、強者であるという意識を持つことが可能になる。だれかを支配出来なければ、強者であるという意識は揺らいでしまう。そのため、自身の所有物が自由と独立を獲得し、自身のものではなくなってしまうことをサディス的人間は全力をあげて阻止しようとする(フロム、2000、p.135)。サディズム的傾向を持つ指導者も、強者であるという意識を持つために、生徒の自由と独立を阻止しようとする。生徒の自由と独立を阻止しようとする。生徒の自由と独立を阻止し、支配するためには、体罰は有効な手段となる。一方で生徒は、自由と独立を求めず指導者に従順であり続けるならば、指導者からの愛を受けることが可能となる。

サディズム的傾向は、孤立した個人が独り立ちできない無能力と、孤独を克服するために共棲的関係を求める要求とから生じるとフロムは指摘する(フロム、2013、p.244)。フロムの権威論からは、運動部活動における指導者のサディズム的傾向は、独り立ちできない無能力と孤独を克服するために、生徒と共棲的関係を求める要求とから生じていると言える。

4. 指導者の体罰を促進する生徒の「権威主義 的性格」

権威をたたえ、権威に服従しようとする性格構造をフ ロムは「権威主義的性格」と呼んだ(フロム, 2013, p.182)。 「権威主義的性格」は、人間の自由を束縛するものを愛 し、服従することを好む (フロム, 2013, p.182)。「権威 主義的性格」は、優越した権力によりかかって、自身の 行動力を獲得する (フロム, 2013, p.190)。一方で、信じ ている権威が弱点を表すと、崇拝から軽蔑・憎悪にかわ る。つまり、指導者が弱点を表すことは、「権威主義的 性格」を持つ部員から、指導者が軽蔑・憎悪の対象とな る可能性を孕んでしまう。サディズム的傾向をもつ運動 部活動における指導者は、自身の弱さがさらされて生徒 からの軽蔑や憎悪の対象となることを避けようとし、よ り権威を強化しようと努める。なぜなら、サディズム的 傾向をもつ運動部活動における指導者は、独り立ちでき ない無能力と孤独を克服するために、生徒と共棲的関係 を必要とするためである。権威を強化する手段として, 体罰が用いられる。

5. まとめ

本研究では、指導者の支配欲という観点に着目して、 指導者がなぜ、体罰をふるうのかを考察した。エーリッ ヒ・フロムの権威論を参考とし、特に、サディズムに関 するフロムの所論を援用した。フロムはサディズム的傾 向として、他人を絶対的に支配して搾取し、自己に依存 させて道具とする点をあげていた。本研究では、運動部 活動の指導者を取り巻く苛酷な勤務環境が、指導者によ るサディズム的傾向の合理化を促進する点が示された。

サディズム的傾向の人間は支配する人間を必要とし、自身の所有物が自由と独立を獲得し、自身のものでなくなることを阻止する点をフロムはあげていた。サディズム的傾向は、孤立した個人が独り立ちできない無能力と、孤独を克服するために共棲的関係を求める要求から生じるとフロムは指摘していた。サディズム的傾向を持つ指導者は、強者であることの意識を持つために生徒の自由と独立を阻止し、支配しようとする。体罰は生徒を支配するための有効な手段となる。運動部活動における指導

者のサディズム的傾向は、独り立ちできない無能力と孤独を克服するために、生徒と共棲的関係を求める要求とから生じている点が示唆された。さらには、「権威主義的性格」を持つ部員から軽蔑・憎悪の対象となることを避けるために、体罰をふるうことによって指導者が権威を強化しようとする点が示された。

付記

本研究は、名桜大学総合研究所平成28年度新規採用者助成による研究成果の一部である。

注

- 1)体罰を論じる上で問題となってくるのは、体罰の意味内容の多様さである。各人の間で体罰に対するイメージは異なっており、また、体罰の意味内容も論者によって異なっている可能性がある(長尾,2010,p.192)。本研究で対象とする体罰は、暫定的に、「身体に対する侵害を与える懲戒」として規定する。この定義は、文部科学省による「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」によっても示されている(文部科学省による「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」と(文部科学省,2007)。体罰の具体的な事例としては、文部科学省による「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」と(文部科学省,2013a)、「運動部活動での指導のガイドライン」で示された内容とする(文部科学省,2013b)。
- 2) 調査の対象は、国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、通信制を含む高等学校、中等教育学校、特別支援学校である。
- 3) ただし、暴行罪に当るような体罰であり、刑事続きに乗ったとしても、書類送検や罰金刑で終わってしまうケースが大半であり、禁固以上の刑にはまずならない現実がある(藤井誠二,2013,p.179)。
- 4) 桜宮高校の事件においては、生徒の遺族に支払った賠償金(約8,700万円)の半額を大阪市が元顧問の男性に負担するよう求め、大阪地裁は請求通り、元顧問に約4,350万円の支払いを命じた(産経新聞,2018).
- 5) 2006 (平成18) 年の11月20日から12月17日までの調査結果である。
- 6) 2006 (平成18) 年の11月27日から12月10日までの調査結果である。
- 7) 13の大学・2つの短期大学のいずれかに在学する 3957名の学生を対象に、運動部活動における体罰・ 暴力に関してアンケート調査が行われた。
- 8) 5つの大学のいずれかの体育会に所属している438

名の学生を対象に、高校時代に所属していた運動部 活動に関してアンケート調査が行われた。

対対

- ベネッセ教育総合研究所. 平成18年度文部科学省委託調査「教員勤務実態調査(小・中学校)」報告書[2006年]. (ベネッセ教育総合研究所, online 1).
 - file:///C:/Users/user/Desktop/houkoku_data22.pdf, (参照日2017年3月29日).
- ベネッセ教育総合研究所. 平成18年度文部科学省委託調査「教員勤務実態調査(高等学校)」報告書[2006年]. (ベネッセ教育総合研究所, online 2).
 - http://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/kyouinjittai/2006/pdf/kou/houkoku_data11.pdf, (参照日2017年3月29日).
- 電子政府の総合窓口イーガブ. 学校教育法施行規則. http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/ S22F03501000011.html, (参照日2017年3月29日).
- Fromm, E. (1994). Escape from freedom. Holt Paperbacks.
- Fromm, E. (2003). Man for himself: An inquiry into the psychology of ethics. Routledge.
- フロム:谷口隆之助・早坂泰次郎訳 (2000) 人間における自由 (第50版). 東京創元社.
- フロム:日高六郎訳 (2013) 自由からの逃走 (第120版). 東京創元社.
- 藤井誠二 (2013) 体罰はなぜなくならないのか. 幻冬舎. 今津孝次郎 (2014) 学校と暴力:いじめ・体罰問題の本 質. 平凡社.
- 近藤龍彰 (2017) 体罰研究の近年の動向と今後の課題. 富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要, 12:1-6.
- 松田太希 (2015) スポーツ集団における体罰温存の心的 メカニズム: S.フロイトの集団心理学への着目から. 体育・スポーツ哲学研究, 37(2):85-98.
- 文部科学省(2007)問題行動を起こす児童生徒に対する 指導について(通知). http://www.mext.go.jp/a_ menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm, (参照日 2016年3月25日).
- 文部科学省(2013a)学校教育法第11条に規定する児童 生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例.
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm, (参照日2016年3月25日).
- 文部科学省(2013b)運動部活動での指導のガイドライン.
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ jyujitsu/1335529.htm, (参照日2016年3月25日).

- 文部科学省(2017) 教員勤務実態調査(平成28年度)の 集計(速報値)について.
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/__icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174_002.pdf, (参照日2017年5月24日).
- 文部科学省. 体罰の実態把握について(平成28年度).
 - http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/16/1399626_05.pdf, (参照日2018年7月19日).
- 望月浩一郎 (2013) スポーツにおける暴力・セクハラ・パワハラの法的諸問題. 森川貞夫編 日本のスポーツ界は暴力を克服できるか. かもがわ出版, pp.112-129.
- 村本宗太郎・松尾哲矢 (2016) 大学運動部員における高校期の被体罰経験と運動部空間の特性に関する研究. 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要, 4:85-96.
- 長尾英彦 (2010)「体罰」概念の混迷. 中京法学, 44(3, 4):185-206.
- 永岡秀一 (2011) 部活動などの教育活動と体罰問題.Sportsmedicine, 23(6): 37-38.
- 中澤篤史(2017) そろそろ, 部活のこれからを話しませんか:未来のための部活講義. 大月書店.
- 大峰光博 (2016) 運動部活動における生徒の体罰受容の 問題性:エーリッヒ・フロムの権威論を手掛かりとし て. 体育学研究, 61(2):629-637.
- ピンカー:幾島幸子・塩原道緒訳(2015)暴力の人類史 (下巻).青土社.
- 産経新聞(2018) 桜宮高体罰の元顧問に賠償金半額支払 い命令 大阪地裁. 2月17日 夕刊 p.10.
- 全国大学体育連合 (2014) 運動部活動等における体罰・ 暴力に関する調査報告書.
 - http://daitairen.or.jp/2013/wp-content/uploads/2015/01/f2cb4f9e1c5f5e1021e44042438f44ab.pdf, (参照日2016年3月25日).